

## 日南町指定給水装置工事事業者のみなさま

# 令和元年10月1日から

# 指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要となります。

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行となり、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。従前の制度で指定を受けられた指定工事事業者のみなさまは、指定を受けた年月日によって初回更新までの有効期限が異なります。（下記参照）

日南町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2020（令和2）年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	2021（令和3）年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	2022（令和4）年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	2023（令和5）年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	2024（令和6）年9月29日までの5年間

初回の更新手続きについては、有効期限の4ヶ月程度前に該当指定工事事業者さまへ通知（郵送）いたしますので、更新を希望される業者さまについては有効期限内に申請書の提出をお願いいたします。なお、指定更新時に下記の確認事項がございます。

○指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認をします。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
  - ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※申請様式及び添付書類は新規指定申請時と同様となります。

○指定更新申請時には、以下の4項目についても確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
  - ② 業務内容（営業時間、漏水修理、対応工事等について）
  - ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
  - ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ※申請様式及び添付書類は今後、ホームページに掲載します。

○注意事項

他の水道事業者（他市町）の指定を受けている指定工事事業者は、その水道事業者ごとに指定更新申請が必要です。また、その指定を受けた年月日により、上記の表が適用され有効期間が異なります。

○指定更新制度に関する問合せ先○

日南町役場 建設課上下水道室

電話 0859-82-1113(直通)